

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年8月23日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分	
会 場	安城市役所さくら庁舎 第36会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	13名 28名
欠席委員	岩井 和男委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査、市川主査 細井主査、曾我主事	
議事録署名者	2 都築 英治 委員 5 鶴田 晃康 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 2 都築 英治 委員 5 鶴田 晃康 委員

また、欠席者は 8 岩井 和男 委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第29号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第29号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号22から24、設2の計4件です。申請内容は、売買が2件、贈与が1件、使用貸借による権利の設定が1件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが3件、経営移譲を受けるためが1件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが2件、相続により農地を取得したが営農が困難なためが1件、経営移譲のためが1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田8,543㎡、畑351㎡、合計8,894㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第30号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第30号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号84から99までの16件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が7件、駐車場が4件、物流倉庫の建設が1件、店舗が1件、粘土採掘場3件です。転用面積につきましては、田24,508㎡、畑1,852㎡、合計26,360㎡です。

それでは、説明案件に移ります。資料をご覧ください。

申請日は令和3年8月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、物流倉庫の建設をするものです。受人は現在一般貨物の自動車運送業務を行っていますが、受注先から商品の保管を依頼される機会が増加したため、事業を拡大し、物流倉庫を検討し、同時に●●市にある本社も移転させる本計画を検討するに至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りした第30号議案資料の1ページに概要を記載させていただいております。

申請の概要を記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。申請地は10ha以上の一団の農地に接していることから立地基準・第1種農地とみております。隣地地目や土地の形状は3ページでご確認いただけます。許可基準に関しましては、申請地が県道と接している流通業務施設であることとしております。

事業期間につきましては、令和3年10月1日から着工し、令和4年6月30日に完成する計画となっております。

土地利用計画について、4ページでご説明します。周辺農地等に係る支障の有無についてですが、申請地の周辺には擁壁またはコンクリートブロック積みを設置し、その上に遮光フェンスを設置する計画により、周辺農地への土砂等の流出を防止しています。

排水計画については、汚水雑排水は浄化槽を経由しまして既設の道路側溝へ放流します。雨水については駐車場の部分に雨水貯留槽を設置しておりまして、油水分離層を経て雨水貯留槽に雨水が流れていきまして、そこで流量を調整し、順次放流する計画となっております。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

説明案件を含む16件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

なお、5ページ目以降には、本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件について掲載しております。該当案件は受付番号86、87、93、97、98、99です。位置等の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、8月13日に、岩井和男委員と神谷誠委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第31号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第31号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 23 の 1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、

田19, 479㎡ 畑5, 157㎡ 計24, 636㎡ です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第32号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4 第32号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

それでは、「令和3年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和3年9月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が851㎡ となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の

強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、9月15日付けで公告させていただきます。

次ページ以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

□ 日程第5 第33号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第33号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和3年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとしておりますのでご審議をお願いします。

今回は、経営移譲に伴う権利の移転となります。権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっています。

集計表の一番下をみていただきますと合計が記載されております。権利の移転をする農地の面積の合計は、153筆、174,208㎡です。本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第8号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第8号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号66から80の15件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が2件、住宅の建築が12件、駐車場の設置が1件です。面積は、田 2,806㎡、畑 1,354.50㎡の合計4,160.50㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号359から369の11件です。解約事由別にみますと、売却するためが5件、転用するためが1件、他者に賃貸しするためが3件、自作するためが2件です。

面積は、田 9,751㎡、畑 460㎡の合計 1万215㎡となっております。

続きまして、取消願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。取消の事由としましては、分家住宅の計画がなくなったためです。面積は、畑320㎡です。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号5の1件です。変更の事由としましては、新規採掘場を追加し、同時にこれまで通路として利用していた部分の許可期限を延長するためが1件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

・農業委員会活動記録の推進について（資料1）

関係する資料といたしましては、定例会資料の1ページ、資料1と、別にお配りしたものが4種類ございますのでご確認ください。1つ目は右上に「資料別冊」とある冊子、2つ目はA4横長の左上に「月」の記載のある「月別の活動記録簿（片面刷り12ページ）」の冊子、3つ目は同じくA4横長の「農業委員会活動記録帳（両面刷り6枚）」の冊子、最後にA3の1枚のもので、「2021年 農業委員会活動記録簿集計表」でございます。

では、資料1、1ページをご覧ください。

今回、委員の皆様には引き続き農業委員会活動記録の作成をお願いしてまいります。その根拠は、愛知県農業会議からの通知文書にありまして、それを要約したものが、「1 農業委員会活動記録を推進する目的」の部分にございます。

簡単に申し上げますと、一つは農業委員会の日頃の活動状況や成果を目に見えるものとして記録し、地域に発信していくために、もう一つは、国や県の交付金を活用する上での活動の根拠資料として用いるためでございます。

では、活動記録の仕方についてご説明いたします。資料別冊をご覧ください。こちらが記載要領でございます。資料別冊の6ページに月別の活動記録簿の記入例がありますので、こちらをご覧ください。

委員の皆さまにお願いする内容ですが、左上の欄に活動した月を、左端の欄にその月において活動した日を記載していただきます。次に、上側に左から、農業委員会法第6条第1項に基づく業務、第6条第2項に基づく業務、第6条第3項に基づく業務と分かれており、各業務において「活動の分類」という欄があり、様々な活動が列記してあります。委員として活動した内容がどこに当たるかを判断していただき、実際に行った活動の欄にチェックの印をご記入していただきます。

この「活動の分類」については、資料別冊の1ページの中ほどから「Ⅱ 活動の分類の解説」がございますので、こちらを参考にご判断をお願いします。こちらにつきましては、昨年度ご説明してから変更はありませんので、新たな変更点はありません。判断に迷われる場合は、最も近い分類を選んでいただくか、ご質問をいただければと思います。

例えば、本日の定例会にご出席していただいた場合は、左側の①総会、部会等への出席が該当します。

次に、法律の6条1項から3項までの各業務が列記してあるところの、それぞれ左端にある「活動実績件数」という欄には、1日活動した場合には○を、半日活動した場合には△を記入していただきます。

なお、この「1日」、「半日」の判断の仕方につきましては、資料別冊1ページの中ほどに解説がありますが、これによると午前と午後の時間の長さの違いによる不公平が生じたり、活動が昼の12時を挟んだ場合の判断が難しかったりしますので、昨年もお知らせした基準に基づきまして、おおむね2時間を超える活動は「1日」と、2時間以下の活動は「半日」と考えていただくようお願いいたします。

では、今のことを具体例で申し上げますと、同じく6ページ、上から3段目の記入例として書かれていますが、7月12日とあるところですが、この日に4時間、農地パトロールを行ったとします。この場合は、第2項の業務の左端の、活動実績件数の欄に「○」を記入した上で、「農地パトロール(農地利用状況調査)」の欄にチェックしていただくこととなります。なお、その一番下には合計という欄がありますが、ひと月の活動が終わるごとにこの部分の集計を行ってください。

次に、資料別冊7ページが年間の集計表の記入例でございます。A3のものになります。記入していただいた年間集計表を最終的に提出をお願いするものがございます。毎月集計した結果を、年間集計表に転記してください。

最後に、活動記録の提出についてご説明します。

事務局として提出をお願いしますのは、A3の2021年農業委員会活動記録簿集計表のみでございます。来年3月までの活動を終えられましたら、今年4月からの1年分の記録を、A3の2021年の集計表様式で各自集計していただきまして、来年4月に事務局へご提出ください。時期が近づきましたら、改めてご連絡します。

なお、今月の定例会にて活動記録について、ご説明させていただきました。4月から8月までの活動記録が不明の場合は、分かる範囲で記載をお願いします。分からない場合は未記入で結構でございます。

また、この活動記録につきましてですが、来年も同様に8月定例会を目安に依頼をさせていただきたいと考えております。来年4月以降の活動記録につきましても、本日お配りしました月別の活動記録簿に記録をしておいていただくようお願いいたします。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について杉浦係長より次のとおり説明があった。

連絡・報告事項についてですが、まず、「1」の、「農地パトロール（利用状況調査）について」でございますが、皆様におかれましては、お忙しい中、また、大変暑い中での農地パトロールにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この件につきまして、農地利用最適化推進委員の方は、本日、農地利用状況調査日報告様式の提出をお願いします。農業委員の方は、不耕作地の指導に関する意見書、違反転用農地の指導に関する意見書、調査用地図のご提出をお願いしておりますので、まだ提出されていない委員の方におかれましては、お帰りの際に提出をお願いします。

続きまして、「2」の「農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」につきましてでございます。2ページの資料2をご覧ください。7月定例会及び8月中旬に研修会の案内をさせていただいたとおりでございますが、9月17日（金）に知立市のパティオ知立におきまして研修会が開催される予定でございますので、すべての委員の方のご出席をお願いしております。本日出欠席におかれましては、ご回答いただけるようお願いしておりますので、まだ提出されてみえな

い委員の方は、お帰りの際に提出をお願いしたいと思います。

また、当日は市の大型バス、マイクロバスで送迎をさせていただきますが、バスは午後0時30分にさくら庁舎前を発車しますので、乗車を希望される方は、必ず当日の午後0時30分前までに、さくら庁舎前にお越しください。

なお、この研修会についてですが、先ほど運営委員会でも議論されておりましたが、今新型コロナウイルスの感染症が流行ってきている状況でございます。これにつきまして今後緊急事態宣言の発令が想定されますが、緊急事態宣言が発令された場合におきましては、事務局と会長と協議させていただきますので、よろしくお願ひします。出席しないということでありましたら、また改めて連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

では続きまして、「3」の「ふれあい田んぼアート2021」についてですが、コロナ禍でありますので、一般の参加者は募集せず、有志の営農さんのみで稲刈りを実施する予定です。9月18日（土）を予定しております。

次に、「4」の配付物につきましては、先月お配りをいたしました農業委員会業務必携の記載事項の一部に誤りがあったようでして、出版元の全国農業会議所から正誤表が送付されましたので、内容をご確認の上、本編書籍とともに保管させていただきますようお願いいたします。

続いて、「5 次回予定」でございます。次回の定例会につきましては、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）で開催する予定でございます。9月22日（水）の午後1時30分から、運営委員会を、午後2時30分から定例会を、午後3時30分から研修会を行います。なお、来月の研修会は、都市計画の研修を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。